

小山工業高等専門学校判定会議規程

制 定 平成16年4月1日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校に、小山工業高等専門学校判定会議(以下「判定会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 判定会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教員

(審議事項)

第3条 判定会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 入学者選抜検査合否の判定に関する事項
- 二 学科の学年課程修了及び卒業の認定に関する事項
- 三 専攻科の修了の認定に関する事項

(会議)

第4条 判定会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 前条第1号に係る判定会議は、次の選抜検査実施時に開催する。

- 一 入学者選抜検査
- 二 編入学者選抜検査
- 三 専攻科入学者選抜検査

3 前条第2号及び第3号に係る判定会議は、学年末試験終了後開催する。

4 前2項に定める判定会議前に予備会議を開催するものとする。

5 予備会議の構成員は、別に定める。

(事務)

第5条 判定会議に関する事務は、学生課教務係が処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。